



高齢者医療制度に関するお知らせ

保険料の特例的な軽減を見直します

保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乘せをして軽減を行ってきました。

下表のとおり、令和元年度より段階的な見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となっています。

令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。なお、平成30年度以前において9割軽減であった方については、令和2年度に見直しが完了し、すでに本則どおりとなっています。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の保険料軽減判定所得の合 計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度 以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の被保険者 全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

また、保険料を年金からの引き落としで納めている方については、基本的に保険料が変更となるのは10月からです。年度の前半(4・6・8月)は今年の2月と同額を納めていただき、年度の後半(10・12・2月)で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、10月からの引き落とし額が増減する場合があります。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う令和3年度保険料の減免について

以下の要件を満たす方は、申請により減免となる場合があります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 → **保険料の全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が一定程度見込まれる世帯の方 → **保険料の一部を減額**

※ご自身が減免の対象となるかについては、下記へお問い合わせください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800